

- ① 飼養衛生管理基準の再点検
 - ② 毎日の健康観察・死亡羽数等の記録
 - ③ 異常確認時の早期通報の徹底
- をお願いします!!

① 飼養衛生管理基準の再点検について

- ・ 国の発生農場疫学調査では、以下の点が指摘されています。

鶏舎の衛生管理

- ・ 鶏の飲用水に、山のわき水を未消毒のまま使用していた
- ・ 従業員が、靴の履き替え・作業着の交換はしていなかった

野鳥・獣害対策

- ・ 防鳥ネットの穴や鶏舎の隙間が確認された
- ・ 鶏舎内にネズミの穴があり、ネズミもよく進入していた
- ・ ネズミや小動物が進入できるパイプ穴や壁の破損があった

死亡鶏の扱い

- ・ 死亡鶏が急増したが、獣医師が鳥インフルエンザを疑わなかった

農場周辺的环境

- ・ 農場がカモ類やキンクロハジロが確認されたため池やナベヅルの生息地に近いところにあった

- ・ このような問題点を事前に改善する必要があることから、国から飼養衛生管理に係る全戸一斉点検の指示がありました。

お願い!

- ・ 別添の「飼養衛生管理チェック表」をもとに
2月6日(日)までに各農場で自己点検を行ってください。
- ・ 自己点検の結果については、2月7日以降、家畜保健衛生所が順次巡回し、点検・確認を行います。

(度重なる巡回で申し訳ありませんが、ご理解御協力を御願います)

② 毎日の健康観察・死亡羽数等の記録の徹底について

- ・万が一、高病原性鳥インフルエンザに感染した場合には、**早期発見及び早期通報**がまん延を防止する上で非常に重要になります。

お願い！

- ・毎日の健康観察を徹底し、毎日の死亡羽数及びその状況を記録し、保管しておいて下さい。

*状況によっては、毎日の死亡羽数を報告していただく場合があります。

③ 異常確認時の早期通報の徹底について

- ・発見・通報が遅れば、ウイルスは農場内にまん延し、人や車両の出入り等を通じて他の農場にも広がる可能性があります。

お願い！

以下のいずれかに該当する場合は、**必ず家畜保健衛生所に通報してください。**

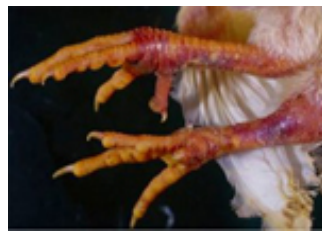
- (1) 鶏冠・肉垂等のチアノーゼ、卵墜及び沈うつなど**高病原性鳥インフルエンザが疑われる個体を確認**した場合
- (2) 1鶏舎において、**1日の死亡羽数が直近3週間の平均死亡羽数と比較して、2倍以上**となった場合
- (3) 1鶏舎において、**5羽以上がまとまって死亡している、うずくまっている等、異常な状況が確認**された場合
- (4) **上記以外で本病が疑われ、異常が確認**された場合



沈うつ



肉冠の出血・壊死



脚部皮下の出血



突然死

上記のような、家きんの急な死亡率の増加や異常があれば、すぐに家畜保健衛生所までご連絡ください！ **24時間受付けています！！**

西部家畜保健衛生所 TEL:0551-22-0771(平日)

090-5564-1018(土日・休日・夜間)

090-5568-0817(土日・休日・夜間)